目 次

(傍線
0
部
分
は
改
正
部
分

一~九 (略)	掲げる物質について、それぞれ当該各号に定める数値とする。	法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第三十四号に	一号から第三十三号までに掲げる物質について、ダイオキシン類対策	質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第	第九条の四 法第十二条の二第一項に規定する政令で定める基準は、水	(特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準)	改正案
一~九(略)	掲げる物質について、それぞれ当該各号に定める数値とする。	法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第三十四号に	一号から第三十三号までに掲げる物質について、ダイオキシン類対策	質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第	第九条の四 法第十二条の二第一項に規定する政令で定める基準は、水	(特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準)	現

(公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行う者の資

十一~三十四

(略)

十 トリクロロエチレン

一リットルにつき○・一ミリグラム以下

2 5

第十五条 場合を含む。)に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。 監督管理(以下これらをこの条において「処理施設又はポンプ施設 る実施設計(計画設計に基づく具体的な設計をいう。)又は工事のを行わせる場合については七年以上、処理施設又はポンプ施設に係 学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正七年勅 き事項に関する基本的な設計をいう。以下この条において同じ。) 相当する課程を修めて卒業した後、計画設計(事業計画に定めるべ 令第三百八十八号)による大学において土木工学科若しくはこれに 学科、衛生工学科若しくはこれらに相当する課程において下水道工 学を除く。以下この条及び第十五条の三において同じ。)の土木工 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大 法第二十二条第一項(法第二十五条の十八において準用する

> 十一~三十四 十 トリクロロエチレン -j (略) (田) (略) 一リットルにつき○・三ミリグラム以下

(公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行う者の資

第十五条 場合を含む。)に規定する政令で定める資格は、 学科、衛生工学科若しくはこれらに相当する課程において下水道工 学を除く。以下この条及び第十五条の三において同じ。)の土木工 監督管理(以下これらをこの条において「処理施設又はポンプ施設 る実施設計(計画設計に基づく具体的な設計をいう。)又は工事の を行わせる場合については七年以上、処理施設又はポンプ施設に係 き事項に関する基本的な設計をいう。以下この条において同じ。) 相当する課程を修めて卒業した後、計画設計(事業計画に定めるべ 令第三百八十八号)による大学において土木工学科若しくはこれに 学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正七年勅 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学 法第二十二条第一項(法第二十五条の十八において準用する 次のとおりとする。 (短期大

する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること 設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては六月以上下水道に関 施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては一年以上 設計を行わせる場合にあつては三年六月以上 という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 の他国土交通大臣が定める施設(以下この条において 合については一年以上下水道、上水道 条において「排水施設に係る監督管理等」という。)を行わせる場 に係る監督管理等」という。)を行わせる場合については二年以 排水施設に係る実施設計又は工事の監督管理(以下これらをこの 工業用水道、 処理施設又はポンプ 河川 「下水道等」 排水施 道路そ (計画

道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であれて卒業した後、計画設計を行わせる場合にあっては一年以上下水が施設に係る監督管理等を行わせる場合にあっては一年六月以上下水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に、計画設計を行わせる場合にあっては四年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合については一年が上下水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者が、計画設計を行わせる場合にあっては四年以上、処理を対した経験を有する者に関する学科目以外の学科目を修め当する課程において下水道工学に関する学科目以外の学科目を修め当する課程において下水道工学に関する学科目以外の学科目を修め当なる課程において下水道工学に関する学科目以外の学科目を修め当なる課程において下水道工学に関する学科目以外の学科目を修め当なる課程において下水道工学科とは、

ること。

を有する者であること。 合については一年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験条において「排水施設に係る監督管理等」という。)を行わせる場、排水施設に係る実施設計又は工事の監督管理(以下これらをこのに係る監督管理等」という。)を行わせる場合については二年以上

本のこと。 一学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科又はこれらに相 二学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科又はこれらに相 二学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科又はこれらに相

務に従事した経験を有する者であること。 ・一次では、「大道」に関する技術上の実験を行わせる場合については二年六月以上下水道」に関する技術上の実場合については十年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理場合については十年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理場合については十年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理場合にのいては十年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理場合にのいては十年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理を行わせる場合による無限で表面によるを関係といる。

した経験を有する者に限る。)であること。る場合にあつては一年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事場合にあつては二年六月以上、排水施設に係る監督管理等を行わせ

四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校四 学校教育は旧中等学校四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校四 学校教育は日本学校

五 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては二年六月以上下水道の工事に関する技術上の実務に従事合にあつては五年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては五年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては出生が出る場合にあっては一年の上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合について、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合について、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合につい

六 (略)

上の実務に従事した経験を有するものに限る。)であること。監督管理等を行わせる場合にあつては六月以上下水道に関する技術関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(計画設計を行わ関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(計画設計を行わり、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上下水道等にて、次の表の上欄に掲げる技術検定に合格した者で、同表の中欄に掲

務に従事した経験を有する者であること。 一次教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校 の実 のにのいては三年六月以上下水道に関する技術上の実 のにのいては十二年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理 のにのいては十二年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理 を行わせる場合については七年以上、排水施設に係る監督管理 を行わせる場合については一年以上、が のにおいて土木科又 のにおいて土木科又

する者であること。 は五年以上下水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有ては十年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合について五 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合につい

ハ (略)

実務に従事した経験を有するものに限る。)であること。 管理等を行わせる場合にあつては一年以上下水道に関する技術上の関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(計画設計を行われ道、工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設にがる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上下水道、上げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上下水道、上げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる存数以上下水道、上

一 年	場合 排水施設に係る監督管理等を行わせる	検定 第二種技術
二年	理等を行わせる場合処理施設又はポンプ施設に係る監督管	一頁 0 角二重支所法施行令第四条第日本下水道事業団
一年	場合 排水施設に係る監督管理等を行わせる	
二年	理等を行わせる場合処理施設又はポンプ施設に係る監督管	一頁で第一重十六号)第四七年政令第二
五年	計画設計を行わせる場合	口業

術検定

場合

排水施設に係る監督管理等を行わせる

年

十七年政令第二百 法施行令(昭 日

本下水道事業団

計画設計を行わせる場合

五.

年

和四

八十六号)第四条

理等を行わせる場合

処理施設又はポンプ施設に係る監督管

二年

第一項の第一種技

八 略

第十五条の三 法第二十二条第二項 (公共下水道又は流域下水道の維持管理を行う者の資格) (法第二十五条の十八において準用

)に規定する政令で定める資格は、

次のとおりとす

する場合を含む。

用水道、 管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。 る技術上の実務に従事した経験を有する者(一年以上下水道の維持 相当する課程を修めて卒業した後、二年以上下水道、上水道、 た後、又は旧大学令による大学において土木工学科若しくはこれに に相当する課程において下水道工学に関する学科目を修めて卒業し 学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科若しくはこれら (以下この条において「下水道等」という。 し尿処理施設その他国土交通大臣及び環境大臣が定める施)の維持管理に関す 工業

あること。

八 略

検定

場合

排水施設に係る監督管理等を行わせる

年

法施行令第四条第

理等を行わせる場合

処理施設又はポンプ施設に係る監督管

年

日本下水道事業団

一項の第二種技術

(公共下水道又は流域下水道の維持管理を行う者の資格)

第十五条の三 法第二十二条第二項(法第二十五条の十八において準用 する場合を含む。)に規定する政令で定める資格は、 次のとおりとす

する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。 相当する課程を修めて卒業した後、二年以上下水道の維持管理に関 た後、又は旧大学令による大学において土木工学科若しくはこれに に相当する課程において下水道工学に関する学科目を修めて卒業し 学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科若しくはこれ

当する課程において下水道工学に関する学科目以外の学科目を修め る技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。 に従事した経験を有する者(一年六月以上下水道の維持管理に関す て卒業した後、三年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務 学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科又はこれらに相)

であること。

従事した経験を有する者(二年六月以上下水道の維持管理に関する 卒業した後、五年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に 令による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校 技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。

従事した経験を有する者(三年六月以上下水道の維持管理に関する卒業した後、七年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に 技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。 令による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校)

であること。

五. 従事した経験を有する者に限る。)であること。 験を有する者(五年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に 十年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事した経

(略)

七六 事した経験を有するものであること。 した者で、二年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従日本下水道事業団法施行令第四条第一項の第三種技術検定に合格

> 当する課程において下水道工学に関する学科目以外の学科目を修め 従事した経験を有する者であること。 て卒業した後、三年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に 学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科又はこれらに

卒業した後、五年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従 令による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて 事した経験を有する者であること。 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校

三

事した経験を有する者であること。 卒業した後、七年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従 令による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校

兀

五. を有する者であること。 十年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験

七六

術上の実務に従事した経験を有するものであること。 の他国土交通大臣及び環境大臣が定める施設の維持管理に関する技 した者で、二年以上下水道、 日本下水道事業団法施行令第四条第一項の第三種技術検定に合格 上水道、 工業用水道、 し尿処理施設そ

略

八

略